

東証指数算出要領
(TOPIX 高配当 40 指数)

2024 年 1 月 31 日版

株式会社 J P X 総研

2024 年 1 月 31 日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
Ⅰ. 株価指数概要.....	4
Ⅱ. 指数の算出	4
1. 算出式.....	4
2. 指数種別.....	4
3. 算出対象の追加・除外.....	5
Ⅲ. その他.....	7
1. 公表、基礎情報の提供.....	7
2. 利用許諾.....	7
3. 問い合わせ先.....	7

変更履歴

公表日	変更内容
2017/8/9	・初版
2018/7/23	・割り当てられる新株予約権証券が上場しない「新株予約権の無償割当増資」及び「株式無償割当」の取扱いを明確化いたしました。
2020/3/31	・株式等の決済期間短縮化（T+2）に伴う基準時価総額の修正日等の変更
2020/6/30	・配当落微調整日の早期化に伴う所要の変更
2020/12/25	・採用価格等に係る取扱いを明確化いたしました。
2022/4/4	・市場区分の再編に伴う修正 ・JPX総研への業務移管に伴う修正（2022年4月1日から遡及して適用）
2023/2/13	・指数の算出式等に係る規定は「指数計算に係る算出要領」に従うよう構成を変更いたしました。 ・定期入替時における母集団の取扱いを明確化いたしました。
2024/1/31	・「特設注意市場銘柄」の「特別注意銘柄」への呼称変更

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下、「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う、TOPIX 高配当 40 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、TOPIX 高配当 40 指数の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX 高配当 40 指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

- ・ TOPIX 高配当 40 指数は、TOPIX 100 の算出対象を母集団とし、直近の実績配当利回りが相対的に高い 40 銘柄により構成される指数である。銘柄の選定に当たっては、各銘柄の実績配当金、定期選定基準日における株価を基に選定を行う。
- ・ 算出対象の定期入替は毎年 1 回（6 月最終営業日）行う。
- ・ 基準日は 2017 年 8 月 25 日・基準値は 1,000 である。

II. 指数の算出

1. 算出式

- ・ TOPIX 高配当 40 指数は時価総額加重方式により算出される株価指数である。
- ・ 指数の算出式や基準時価総額の修正等については、「指数計算に係る算出要領」に従う。
- ・ TOPIX 高配当 40 指数に用いる浮動株比率は、定期選定基準日における時価総額ウェイトを元に構成比率 5.0%を上限とするキャップ調整後浮動株比率（浮動株比率の算定方法に定める調整係数及び TOPIX のキャップ調整係数を適用（移行係数は非適用）した浮動株比率×キャップ調整係数）とする。定期選定後にキャップ上限を超える場合においても翌年の定期選定反映日までキャップ調整比率は変更しないものとする。
- ・ ただし、浮動株比率の定期見直しや TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が株式移転・株式交換等を実施することなどにより、算出対象のウェイトに著しく変化がある場合には、算出対象のキャップ調整係数の臨時見直しを行う可能性がある。

2. 指数種別

- ・ TOPIX 高配当 40 指数について、配当なし指数と配当込み指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

3. 算出対象の追加・除外

(1) 6月の定期入替

a. 概要

- ・ 毎年6月の定期入替は、基準日において、TOPIX 100の算出対象をb.の「選定基準」に基づき、TOPIX 高配当 40 指数の算出対象の見直し(追加・除外)を行うものである。
- ・ 定期入替に係る基準日は、毎年5月最終営業日とし、追加・除外リストを定期入替日の5営業日前に公表、定期入替後の指数の算出を毎年6月の最終営業日から行う。

b. TOPIX 高配当 40 指数の選定基準

定期入替の算出対象について、以下の手順により選定作業を行う。

① 母集団の選定

基準日時点において、TOPIX100の構成銘柄として選定されている銘柄とする。ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。また、母集団から除外される銘柄は、原則として、定期入替基準日から定期入替結果の発表までの間に、以下のいずれかに該当することが判明した銘柄を含む。

- ・ 基準日において整理銘柄に指定されている。
- ・ 基準日において特別注意銘柄に指定されている。

② 直近1年間の実績配当金の算定

実績配当金とは、決算短信で公表された1株当たり配当金とする。直近1年間の実績配当金は、上場会社が基準日時点までに公表した決算短信のうち、基準日の属する年の前年4月から直前の3月までに権利落ち日を迎えた配当金の合算値を用いる。ただし、基準日時点において株式分割・株式併合等により株価水準が変動していた場合には、基準日時点における株価水準と比較可能な水準へ配当金の修正を行う。また決算期変更等により他銘柄との比較可能性の観点からJPX総研が必要とみなした場合には、配当金を調整する場合がある。

③ 配当利回りの算定

直近1年間の実績配当金を株価で除して配当利回りを算出する。配当利回りの計算に用いる株価は、基準日の最終指数値の計算に用いられた各銘柄の指数採用価格とする。(採用価格は「指数計算に係る算出要領」を参照。)

④ 銘柄の選定

初回の銘柄選定に際しては、③で計算された配当利回りが高い順に40銘柄を採用する。

二回目以降の銘柄選定に際しては、既構成銘柄については、③で計算された配当利回りが上位50社以内であれば継続して採用とする。その結果、銘柄数が40に満たない場合は、銘柄数が40となるまで、配当利回りが高い順に新規に採用する。

(2) 非定期の除外

- ・ 算出対象に上場廃止、整理銘柄への指定、特別注意銘柄への指定があった場合、当該銘柄

柄を除外する。

(3) 非定期の追加

- ・ TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を追加する。
- ・ TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が、TOPIX 高配当 40 指数の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となる場合、当該存続会社又は完全親会社を追加する。
- ・ 前項(2)による非定期の除外によって、TOPIX 高配当 40 指数の算出対象数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。(毎年 6 月の定期選定の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。)

(4) 算出対象の追加及び除外日

	修正を要する事項	修正日
追加	TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX 高配当 40 指数に追加される場合	新規上場日(注 2)
	TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が、TOPIX 高配当 40 指数の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社又は完全親会社が TOPIX 高配当 40 指数に追加される場合	上場廃止日
	毎年 6 月の定期入替	6 月最終営業日
除外	上場廃止 TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX 高配当 40 指数に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日(通例、上場廃止日の 2 営業日後)
	上記以外(合併、株式交換などにより非存続会社となる場合等)	上場廃止日
	整理銘柄・特別注意銘柄への指定	指定日(注 3)の 4 営業日後
	毎年 6 月の定期入替	6 月最終営業日

注 1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注 2：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注3：整理銘柄・特別注意銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

Ⅲ. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

- ・ TOPIX 高配当 40 指数は日次終値を算出する。

(2) 指数基礎情報

- ・ TOPIX 高配当 40 指数に係る日々の指数基礎情報（基準時価総額、算出対象の指数用株式数等）は、「指数基礎情報」において有償による情報提供を行っている。

2. 利用許諾

TOPIX 高配当 40 指数の算出、数値の公表、利用など TOPIX 高配当 40 指数に関する権利は J P X 総研又は J P X 総研の関連会社が有している。このため、TOPIX 高配当 40 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す（相对契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）又はデータ提供する場合など TOPIX 高配当 40 指数を商業的に利用する場合には、J P X 総研とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

J P X 総研 インデックスビジネス部

E-mail : index@jpx.co.jp

以上